商号または名称	住所	73	登録業種
株式会社 クレサ・ヒロ	幾久富	096-215-5470	建設業
株式会社 美匠	合 生	096-288-0527	建築業
肥後リフォーム 株式会社	須 屋	096-346-2002	建築業
株式会社 渡邉技研	幾久富	096-248-4016	建築業
上林工業 株式会社	御代志	096-242-1011	建築業 土木業
株式会社 インテクト	福原	096-248-3935	建築 屋根 板金塗装工事
株式会社マル松塗装商会	豊岡	096-321-8955	塗装工事業
株式会社 水上建材建設	御代志	096-242-0072	建築業 土木業
株式会社 でんきのサントップ サンエコライフ 須屋店	須 屋	096-344-3951	住宅リフォーム全般
株式会社 辻組	須 屋	096-344-0426	土木 建築 舗装
有限会社 池本建装	御代志	096-242-5521	塗装工事業
チヨダ建設 株式会社	須 屋	096-242-5211	建築業
株式会社 熊本工務店	御代志	096-242-1021	建築業
有限会社 インテリアいけなが	須 屋	096-344-7311	内装仕上業
合資会社 タカキ	合 生	096-242-0407	畳 ふすま リフォーム
株式会社 ゆうき建設	幾久富	096-348-6777	建築業 電気工事業
PURE HOME	豊岡	096-247-2060	総合建築業
有限会社 池田塗装工業	須 屋	096-242-1678	建築塗装 住宅塗替工事
有限会社 大塚商事	御代志	096-242-0031	LPガス・器具販売業 上下水道施設業 石油製品販売業
有限会社 小牧設備	御代志	096-242-1858	給排水設備工事
株式会社 黒石原建設	須 屋	096-344-8243	総合建設業
有限会社 小幡新章建設	御代志	096-242-1995	建設業

須 屋 096-343-9800 建築塗装

096-245-6396 建設設備工事

野々島 096-242-2889 塗装防水 建設業

栄

	商号または名称	住所	吞	登録業種
	ペインティング美光	御代志	096-242-0960	建築塗装
	株式会社 大登技建	豊岡	096-277-7755	建設業
	功祐塗装工業	御代志	090-8765-3740	塗装業
	末雄建設	野々島	096-288-0442	建築
	有限会社 太陽工務店	幾久富	096-248-5123	建築大工
	株式会社 衛藤製材新栄住宅	福原	096-248-1859	一般建設業
	隆工務店	豊岡	096-248-4714	建築工事業
	株式会社彩友	須屋	096-242-0527	建築業 塗装業 防水業 刺繍 ハンドメイド
	株式会社 エコア熊本ガス営業所	須 屋	096-242-4511	LPガス・器具販売業
	イーケン	合 生	096-248-4787	建設業
	村田建築設計	須 屋	096-288-2317	建設業
	株式会社 ライトワンクリエイト 合志支店	須 屋	0120-808-827	住宅リフォーム全般
	村田工務店	須 屋	096-338-8600	建設業
	和田工務店	幾久富	096-248-6578	建築工事一式
	株式会社 九州トータルハウジング	幾久富	096-273-7775	建設業
	古澤工業	幾久富	096-248-8732	建築屋根板金工事
	熊本ホームテック	須 屋	096-201-3657	建築業
事	株式会社城北	須屋	096-343-1415	LPガス・器具販売業 住宅リフォーム全般
	株式会社 光望	須 屋	096-201-3220	総合建設工事業
	江藤塗装	須 屋	096-345-8230	建築塗装
	株式会社ニチデン	豊岡	096-245-7393	電気工事業
	拓昇	福原	090-1346-7174	総合建築業
	株式会社 サンコーライフサポート	須 屋	096-288-5569	住宅リフォーム 清掃業
	株式会社ホーム'sエコ.	御代志	096-342-8150	建築業 建設業
	丸山電器商会	須 屋	096-242-3418	電気工事業
	成清建装	須 屋	080-2725-8222	塗装工事業

# 住宅リフォーム工事事業者・住宅リフォーム商品券取扱店への登録を希望する事業者へ

住宅リフォーム工事事業者・商品券取扱店として新たに登録を希望する事業者はご相談ください。 ※工事事業者と商品券取扱店の重複登録はできません

### 工事事業者

株式会社 KYO-SHIN

株式会社 コウセイ

株式会社 髙宮城工業(合志支店)

住宅リフォーム助成事業を適用した工事を受注する ためには、工事事業者として登録する必要があります。

- ▶要件 ①~③全てに当てはまる事業所
- ①次の事業者のうちどれかであること
- ・市商工会会員(すまいアレコレこうしたい会員)
- · 市競争入札参加資格者名簿登載者
- 市小規模工事等契約希望者名簿登録者
- 市下水道排水設備指定工事店または合志市指定給水 装置工事事業者
- ②市内に本店、支店や営業所がある法人または個人事
- ③市が開催する講習会に参加できる事業者
- ▶登録受付 随時受け付けします。なお、一度登録さ れると自動的に延長します。すでに工事事業者とし て登録されている場合、再度手続きをする必要はあ りません。

### 商品券取扱店

合志市商品券を取り扱うためには商品券取扱店とし て登録する必要があります。

商品券は、工事後に配布するもので、用途は自由で す。また、業種は問いません。

▶要件 市内に店舗などがある事 業者または市商工会会員

▶登録受付 随時受け付けします。

なお、一度登録を受けると自動的に延長します。現 在、登録している店舗が再度登録する必要はありま せん。

### 商品券について

市内の取扱店で使用できます。 取扱店は市ホームページに掲 載しています。



現金化はできません。また、お釣りは出ませんの でご注意ください。

②本人と世帯 用品の買い物など、 相当する額を、 ※台風や地震などの自然災害や、 して受け取ることができます ※世帯員が複数の建物を所有 )同じ工事で、他の制度の補助金)本人と世帯員に市税の滞納がな)本市に住民票がある人 た は 同 は 場合は1 対象となる建物 対象となる 商品券は市内の商品券取扱店で、 などの事故で破損 る住宅で、 助成対象者が市内に居住し、 を受けてい 次の全てに当てはまる ム工事をした建物。 利用できません を開始します。 一生計の親族が市内に所 軒限り 居住する部分のリ ない 工事完了後に商品券と g。対象経費の5%にム助成事業の申請受け 幅広く使用できま した箇所の修理に して 本 など人 火事 L١ 有す В る

工事に必要な経費(消費税、助成の対象となる工事 費税を除く)が10万円以上で次の 地方消

全

予算に到達したら、

受付終了と

ますのでご了承ください

ウンロ・ 受付開始

**助成額**  $_{\mathcal{L}}$ 登録工事事業者 しています。 定の申請額に達したら終了します ペ ジに随時更新し 対象工事に必要な経費の 最新の一覧は、 次のペー

品券(券面1000円)を交付 商品券有効期限 5%に相当する額(上限10万円)の商 和6 年3月31日间 しま

が作成した見積書などが必要になり し込みには登録工事事業者 登録工事事業者に相談し 申請書は商工振興課窓 し込みが必要です 指定する期限内 -ジから-もダ

申込方法

工事契約前に申

申

本年度内に着工し、

に完了する工事

商工振興班

事 登録工事事業者に依頼 して行なうエ

住宅リフォ

住宅

IJ

才

助

成が

あ

りま

す

●申し込み・問い合わせ先

商工振興課

住環境の向

**3**096(248

## 手続きの流れ



市商工振興課







市商工振興課

工事事業者

## 対象となる工事の具体例

- ・浴室、台所、洗面室、トイレの改修
- 電気、給排水衛生設備

ますので、

てください。

または市・

朩

ムペ

6月21日(水) できます。

ジに掲載 市

朩

- ・屋根のふき替え、塗装、防水工事
- ・外壁の張り替えや塗装 ・部屋の間仕切り変更
- ・床、内壁、天井の張り替えや塗装などの内装工事
- ・ふすま紙、障子紙の張り替えや畳の取り替え
- 建具、開口部の取り替えや新設
- ・スロープや手すりの設置 ・据付照明のLED化

## 対象とならない工事の具体例

- ・店舗、工場、事務所などの改修
- ・解体や新築に関する工事 (増改築に伴う工事を除く)
- ・門扉、ブロック塀などの外構工事
- ・植樹、剪定などの植栽 ・下水道、合併浄化槽の工事
- ・太陽光発電などの設置・防犯ライト、カメラの設置
- ・電気機械器具の購入・更新、家具などの備品購入 (エアコン・給湯器・システムキッチンなど)
- ・防虫や消毒、ハウスクリーニング、排水管清掃など
- ・風水害・地震などの自然災害で被災した箇所や、火事 などの事故で損壊した箇所の復旧工事
- ・他の助成制度と重複する工事





